

裁 決 書

三重県 [REDACTED]

審査請求人 [REDACTED] 様

処分庁 [REDACTED] 福祉事務所長 様

審査請求人が平成 28 年 12 月 19 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく平成 28 年 11 月 14 日付け生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

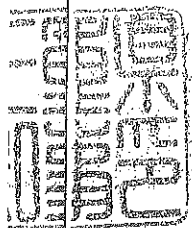
事案の概要

- 1 平成 13 年 3 月 21 日、[REDACTED] 福祉事務所は審査請求人に対し、生活保護法による保護を開始した。
- 2 平成 17 年 11 月 1 日、市町村合併に伴い、[REDACTED] 福祉事務所から [REDACTED] 福祉事務所へ管轄変更となった。
- 3 平成 28 年 11 月 14 日、処分庁は審査請求人に対し、[REDACTED] 市の三重断酒新生会本部例会（以下「本部例会」という。）参加分を除いた移送費の支給を決定し、平成 28 年 11 月 14 日付けで保護決定変更通知（[REDACTED] 号）を行った。
- 4 平成 28 年 12 月 19 日、審査請求人は、三重県知事に対し、本件処分に係る審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 平成 28 年 10 月以降も、主治医の指示のもと本部例会への出席を夫婦共々続けており、今後も断酒、回復を維持していくためには本部例会への出席は不可欠である。



(4) さらに、その具体的な基準については、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)によって定められている。

なお、保護の基準については、平成28年3月31日付け厚生労働省告示第176号(以下「改正告示」という。)により、平成28年4月1日を適用日として変更されたところである。

(5) 上記のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める保護の基準に基づいて行うことが法で定められており、保護の実施機関に対し、保護の基準を超えて要保護者の需要を測定することができるような裁量権は付与されていないことから、適正な処分であるかどうかは、本件処分が厚生労働大臣の定める保護の基準に基づいているか否かによって判断されるべきである。

2 本部例会への出席の必要性について

審査請求人は、今後も断酒、回復を維持していくためには、本部例会への出席は必要であると主張し、処分庁は「厚生労働省社会・援護局長通知第7-2 移送費ア」を根拠に移送費の支給を求めるのは過剰な要求と主張しているが、当該移送費は「厚生労働省社会・援護局長通知第7-2 移送費(セ)」において、「アルコールやその他薬物などの依存症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、病状改善や社会復帰の促進を図ることを目的とする事業や団体の活動を継続的に活用する場合若しくは当該事業や団体の実施する2泊3日以内の宿泊研修(原則として当該都道府県内に限る。)に参加する場合又は精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者若しくは同一世帯員が、その事業を継続的に活用する場合であって、それがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。」に該当することは、[REDACTED]の主治医からの給付要否意見書等に記載されている所見により明らかである。

3 最低生活費について

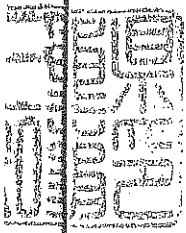
審査請求人の居住する[REDACTED]は、保護の規準別表第9の3の(1)における3級地-1であることから、審査請求人の最低生活費は前述の改正告示別表第1の第1章の(1)のウの(ア)により、以下のとおりとされている。

居宅第1類①	32,220円×2	・・・A	居宅第1類②	33,210円×2	・・・D
逓減率2人①	1.0000	・・・・B	逓減率2人②	0.8850	・・・・E
居宅第2類①	40,560円	・・・・C	居宅第2類②	42,340円	・・・・F
合計①(A×B+C)	105,000円	・G	合計②(D×E+F)	101,121円	・H
冬季加算額	3,660円	・I			

基準生活費の算式＝ $G \times 0/3 + H \times 3/3 + I$ より、104,790円(101,130円(≒101,121円(10円未満切り上げ))+3,660円＝104,790円)に一時扶助費(通院交通費)12,864円を加算し、住宅扶助費37,000円を加えた合計154,654円は、改正告示による保護の基準に基づき適正に算定し、決定していると認められることから、本件処分は憲法第25条及び法が目的とする最低限度の生活を保障する適法なものであるといえる。

4 本件処分について

- (1) 本件処分について、処分を行う処分庁が移送費の支給を行わないことは、「厚生労働省社会・援護局長通知第7-2 移送費ア」を根拠に処分を行う法律行為であり、行政手続法第2条第4項イに定める「事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分」に該当するものではない。
- (2) 行政手続法第14条第1項において、不利益処分をする場合に名あて人に対する理由提示義務を規定し、同条第3項において理由提示は原則として書面によることを規定しており、本件処分は、上記の理由付記を要するものと解される。
- (3) 判例では、この理由付記には、行政庁の判断の慎重さと公正妥当性を担保するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える機能があり、それゆえ、理由付記の程度については、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したかをその記載自体から了知しうるものでなければならず(最判昭和38年5月31日、最判昭和60年1月22日)、当該不利益処分の性質と根拠法令の規定の趣旨・目的に照らして個別的に決定すべき(最判昭和38年5月31日)とされている。
- (4) また、法では、職権により保護の開始及び変更を行う場合は書面を以って被保護者に通知しなければならないとされており、その書面には決定の理由を付さなければならないとされており、その決定理由は「本法において、決定通知書に決定理由を付記しなければならないこととされている(法第24条第4項、第25条第2項及び第26条)ことは、本法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあることから、保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものである。したがって、決定通知書に付記すべき理由は、そのような趣旨を満足させるものでなければならない。これを保護の決定のそれぞれについて具体的に示すことは、困難であるが、個別のケースに応じて、その決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような



表現を用いることがのぞましい。」(生活保護手帳別冊問答集 2017 問 10-14 決定通知書の決定理由 370 ページ)とされている。

- (5) 本件処分における保護変更決定通知書では、変更の理由として「■■■■さんと■■■■さんの通院交通費(10月分)を支給します。◆追給支給額は12,864円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。平成28年11月分 一時12,864円を追給支給日に支給します。」と記載されているのみであり、本部例会への移送費の支給を行わないことに対する事実関係や処分の根拠となる法令の条項の記載がないことから、その記載自体からいかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したかを了知することが可能とは言えない。

したがって、本件処分においては理由付記に不備があり、行政手続法第14条第1項に違反していると認められる。

結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年3月28日

審査庁 三重県知事 鈴木 英敬

